

○大町市個人情報保護条例

平成6年3月31日

条例第4号

改正 平成8年3月29日条例第1号

平成12年3月29日条例第5号

平成15年3月20日条例第3号

平成17年10月3日条例第14号

平成17年11月4日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する記録情報の開示、訂正、抹消及び目的外利用又は外部提供の中止を求める個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権の擁護と公正で民主的な市政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第19条において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているものを除く。）をいう。
- (4) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (5) 記録情報 公文書に記録された個人情報をいう。
- (6) 記録情報の本人 記録情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(適用除外)

第3条 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査（国が実施する調査に限る。）によって集められた個人情報並びに統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(実施機関及び職員の責務)

第4条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努め、適正な取扱いをしなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(記録情報を取り扱う業務の届出等)

第7条 実施機関は、記録情報を取り扱う業務(以下「記録情報取扱業務」という。)を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止する場合も同様とする。

(1) 記録情報取扱業務の名称

(2) 記録情報取扱業務の目的

(3) 記録情報取扱業務の開始年月日

(4) 記録情報の対象個人の範囲

(5) 記録情報の記録項目

(6) 個人情報の収集方法

(7) 記録情報の形態

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない場合には、記録情報取扱業務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において同項の届出をすることができる。

3 次に掲げる記録情報取扱業務については、第1項の規定は適用しない。

(1) 市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する記録情報取扱業務

(2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う記録情報取扱業務

4 市長は、第1項又は第2項の規定により届出のあった記録情報取扱業務を登録簿に登録し、一般の閲覧に供さなければならない。

(記録情報の適正な維持管理)

第8条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じて、記録情報の安全かつ適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 記録情報の正確性を確保すること。

(2) 記録情報の改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

(3) 記録情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、記録情報を保有する必要がなくなったときは、これを速やかに廃棄

する等適正な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により既に公知の個人情報を収集するとき。
- (4) 緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が大田市個人情報保護審査会の審議を経て公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、法令等の定めがある場合又は正当な所掌事務の遂行のために必要と認めた場合を除き、次に掲げる個人情報の収集をしてはならない。

- (1) 個人の思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

3 本人又は代理人による申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(利用又は提供の制限)

第10条 実施機関は、記録情報を記録情報取扱業務の目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をし、又は外部提供することができる。

- (1) 記録情報の本人に提供するとき又は記録情報の本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3) 緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が大田市個人情報保護審査会の審議を経て公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該記録情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(電子計算組織の結合の制限)

第11条 実施機関は、その保有する記録情報を電子計算組織により処理するに当たっては、公益又は市民福祉の向上のため特に必要と認められる場合であつて、記録情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき以外は、実施機関以外の電子計算組織と実施機関が管理する電子計算組織とを通信回線等により結合してはならない。

(業務受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者又は個人情

報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた団体（以下「受託者等」という。）は、受託業務又は指定された公の施設の管理の業務（以下「受託業務等」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 受託者等及びその使用人その他の従業者は、受託業務等の処理に当たって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 3 実施機関は、第1項の業務を委託するとき又は公の施設の指定管理者の指定をするときは、受託者等に対し、当該受託業務等を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

（開示の請求等）

第13条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有している自己に関する記録情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。
- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する記録情報については、開示しないことができる。

（1） 法令等の定めるところにより、明らかに開示をすることができない記録情報

（2） 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、開示しないことが適当と認められるもの

（3） 開示の対象となった記録情報に、開示の請求をした者以外の個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報が含まれている場合であって、請求者以外の個人及び法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、記録情報の本人の権利利益を保護するために必要と認められる記録情報を除く。

（4） 調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより実施機関、国又は他の地方公共団体の公正かつ適正な行政執行を妨げるおそれがあると認められるもの

（5） 犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全の確保に関する記録情報であって、開示をしないことが必要と認められるもの

- 4 実施機関は、開示請求に係る記録情報に前項の規定により開示しないことができる情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該記録情報を開示しなければならない。

- 5 実施機関は、第3項各号のいずれかに該当する記録情報であっても、期間の経過により当該記録情報の開示をしないこととする理由がなくなったときは、当該記録情報の開示をしなければならない。

- 6 開示請求に対し、当該開示請求に係る記録情報が存在しているか否かを答えるだけで、第3項各号に掲げる記録情報を開示することになるときは、実施機関は、当該記録情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(訂正の請求等)

第14条 何人も、実施機関が保有している自己の記録情報について、事実に関する部分に誤り又は不正確な内容があるときは、当該記録情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 法定代理人は、本人に代って前項の訂正請求をすることができる。

3 実施機関は、訂正請求に係る記録情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該記録情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、明らかに訂正をすることができない記録情報

(2) 実施機関に訂正をする権限がない記録情報

(3) その他訂正をしないことについて相当な理由がある記録情報

(抹消の請求)

第15条 何人も、自己の記録情報が第9条の制限を超えて収集されたものであるときは、実施機関に対し、当該記録情報の抹消の請求（以下「抹消請求」という。）をすることができる。

2 法定代理人は、本人に代って前項の抹消請求をすることができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第16条 何人も、自己の記録情報が第10条の制限を超えて目的外利用若しくは外部提供されようとしているとき又はされているときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止（以下「目的外利用等の中止」という。）の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 法定代理人は、本人に代って前項の中止請求をすることができる。

(請求の方法)

第17条 第13条の規定による開示請求、第14条の規定による訂正請求、第15条の規定による抹消請求又は前条の規定による中止請求（以下「開示等の請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、本人又は法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 請求に係る記録情報の内容

(3) 記録情報の本人の氏名（第1号に掲げる氏名と異なる場合に限る。）

(4) 訂正、抹消又は中止請求の内容（訂正、抹消又は中止請求の場合に限る。）

(5) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項の規定による請求書に形式上の不備があるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示請求にあつては15日以内に、訂正、抹消又は中止請求にあつては30日以内に当該請求に対する諾否の決定をし、速やかに請求者に通知

しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により当該記録情報の全部又は一部について開示、訂正、抹消又は目的外利用等の中止をしないことと決定したとき（第13条第6項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る記録情報を保有していないときを含む。）は、請求者にその理由を（その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日）を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求があつた日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 開示請求に係る記録情報に市、国、他の地方公共団体及び請求者以外のもの（以下この条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、当該請求に係る決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る記録情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 5 実施機関は、第16条の規定による中止請求があつたときは、第1項の決定をするまでの間、当該請求に係る記録情報の目的外利用又は外部提供を留保するものとする。ただし、留保することによって実施機関の行政執行に支障が生ずる場合はこの限りでない。

（決定後の手続）

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により記録情報の開示、訂正、抹消又は目的外利用等の中止をすることと決定したときは、速やかに開示、訂正、抹消又は中止をしなければならない。

- 2 記録情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧による記録情報の開示にあつては、実施機関は、当該記録情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 実施機関は、記録情報の訂正、抹消又は目的外利用等の中止を決定した場合において、当該記録情報が既に実施機関以外のものの利用に供されているときは、当該利用しているものに対しその旨を通知し、当該記録情報の訂正、抹消、返還等適切な措置を求めるものとする。

（費用の負担）

第20条 前条第2項の規定により公文書の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情の処理）

第21条 実施機関は、実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

（不服申立てに対する措置）

第22条 実施機関は、開示等の請求に対する処分について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、大町市個人情報保護審査会に諮問し、その審査を経て、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示の決定（開示請求に係る記録情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る記録情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示の決定について、第18条第4項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該記録情報の開示に反対の意思を表示した意見書（次項において「反対意見書」という。）が提出されているときを除く。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正の決定（訂正請求に係る記録情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る記録情報の全部を訂正するとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（第24条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（個人情報保護審査会）

第23条 第9条第1項第5号の審議、第10条第2項第4号の審議、前条第1項の審査、第29条第3項の審議並びに個人情報の保護に関する事項についての審議及び建議を行うため、大町市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（審査会の調査権限）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し第18条第1項の決定に係る記録情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された記録情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第18条第1項の決定に係る記録情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資

料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第25条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 前項の規定により意見を述べる機会を与えた場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。
- 3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧）

第26条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第27条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第28条 審査会は、第22条第2項の審査に関する諮問に対し答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（事業者に対する指導、勧告等）

第29条 市長は、事業者がこの条例の目的に反する行為をしていることを知ったときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対して、意見を述べる機会を与えるとともに、審査会の審議を経なければならない。

（他の法令等との関係）

第30条 他の法令等（大町市情報公開条例（平成15年条例第2号）を除く。）の規定に基づき、記録情報の本人が記録情報について開示等の請求ができるときは、当該法令等の定めるところによる。

（実施状況の公表）

第31条 市長は、毎年この条例の規定に基づく記録情報の開示等について、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の取扱いをしている業務の登録については、第6条第1項中「業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは「業務については」と読み替えて同条の規定を適用する。

(八坂村及び美麻村の編入に伴う経過措置)

- 3 八坂村及び美麻村の編入の日前に、八坂村個人情報保護条例（平成13年八坂村条例第1号）又は美麻村個人情報保護条例（平成13年美麻村条例第9号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成8年3月29日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大町市個人情報保護条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に従前の大町市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の大町市個人情報保護条例第23条第3項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成16年12月31日までとする。

附 則（平成17年10月3日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成17年11月4日条例第23号）
この条例は、平成18年1月1日から施行する。